

第4章

南アフリカ民主化後の政治体制

——ANCの自由主義を中心として——

平野 克己

はじめに

いまさらいうまでもないことだが、1980年代末から1990年代初頭にかけてのアフリカ政治におけるキーワードは「民主化」であった。この時期に30を超えるアフリカ諸国がいわゆる「民主化」を経験したが、そのなかにはクーデタを経由した国、軍政が民政に移管した国、一党制が崩壊した国、独立を達成した国など、実にさまざまな形態がある。いずれにおいても複数政党制選挙が行われて、国民の意思に基づいた「正統性」のある政権が誕生した。このなかには、従来の政権が勝利して権力を維持した国もあれば、決定的敗北を喫して新勢力にその座を譲った国もある。いずれにしろ国民の参加と選択が政治権力に正統性を付与したのであり、これが各国に共通する民主化の要諦であったと総括できよう。

正統政権の成立という視点から南アフリカの民主化を同定するなら、マンデラ（Nelson Mandela）政権の誕生がそれにあたる。南アフリカは、1994年にその歴史上初めての国政普通選挙を通過することで民主主義国家として再生を果たした。本章ではまず、南ア民主化を主導しついには新生国家の指導権を掌握したアフリカ民族会議（African National Congress: ANC）の政治思想と、それが形成されてきた歴史を振り返って検討する。そうすることで民主南アフリカにおける新体制の基本的方向を把握したい。

アフリカ大陸に民主化の雪崩現象が起こってからすでに数年が経過しているが、民主化そのものに各種の形態があったように、事後の推移も決して一様ではない。ベナンでは民主化によって倒された前大統領が1996年の選挙で再び大統領職に復権した。ブルンジではクーデタが発生し、レソトやザイールでは政情が極端に不安定化した。なかには国家崩壊を來したルワンダのようなケースすらみられるのである。このことは、来るべき21世紀のアフリカ政治がどのようなものになるかを論じるにあたって、一時の民主化実現をもってしては有効な結論はなんら引き出せないということを意味している。もちろん複数政党制選挙が政治権力に正統性を回復させた事実は正しく評価しなければならないが、それにいや増して重要なのは、民主化の結果としてどのような政治状況が生じているかを分析していく作業である。はたしてアフリカに民主主義は定着するか。定着するとすればどのような政治体制を考えうるか。この問題に答えるためにも「民主化後」の政治状況分析が不可欠である。

したがって本章では、次の作業として、南アフリカにおいてまったく新しく誕生した民主主義が、ではいったいどのような制度と内実をもつものであるかを検討する。反アパルトヘイト闘争の終結点としてのみ南ア民主化を語る段階が終わったいま、体制変革を促した民主化という名の力学が、その成果として創り出した制度的枠組みこそをみておかなければならない。新しい体制がどのような課題を背負って生まれてきたか、さらにはその課題とどのように取り組もうとしているのか。ここで新政権の経済政策についても言及する。

南アフリカの経済政策が急速に「リベラル」化していることは注目すべき現象だが、それは、単に経済政策の設計という一専門領域に限定された現象としてとらえるべきではない。その背景には、南ア経済を「自由化」していくことが望ましいとする思潮が厳然と存在して、政治勢力を形成し、新体制の方向づけに影響を与えていたからである。南アフリカの新体制を検討していく作業のなかで、自由主義に基づくものが政治制度においても観察される

であろう。自由主義は新生南アフリカでどのような位置を占めているのか。これが本章全体を貫く視角である。

第1節 反アパルトヘイト闘争におけるANCの思想変遷

アパルトヘイト時代の南ア社会に、民主主義制度がまったく不在であったというわけではない。そこには複数政党による議会政治が途切れることなく機能していたが、ただそれは白人と認定された人々だけを対象とするものであった。人種によらない人権の先駆的存在を否定し、つまりは基本的人権理念を承認しないという前提⁽¹⁾のうえに成り立っていたのが、アパルトヘイト下の「民主主義」であった⁽²⁾。人種によって適用する制度を使い分けるという人種主義の廃棄が、すなわち南アフリカにおける民主化であった。この点で、他のアフリカ諸国にみられたような全体主義的独裁に対する民主化とは様相を異にしている。現代民主主義にとって欠いてはならない支柱である基本的人権思想が南アフリカに凱旋したとき、アパルトヘイトは完全に葬り去られたのである。このことをまず記憶しておきたい。

南ア民主化が何よりもまず白人至上人種主義の超克であったという事情は、反アパルトヘイト闘争のなかに、大きくは二つに分けられる勢力を生み出すことになった。一つは「自由憲章」派（南アではCharteristと呼ばれる）であり、いま一つはアフリカ民族主義派（Africanist）である⁽³⁾。この二つの流れは、前者はアフリカ民族会議（ANC）と統一民主戦線（United Democratic Front: UDF）系組織に、後者はパンアフリカニスト会議（Pan-Africanist Congress: PAC）と黒人意識運動（Black Consciousness Movement: BCM）系組織に継承されて、最終的には、チャータリストが南ア民主化の主導権を握ることになった。南アフリカの民主主義をみるうえでこのことはたいへん重要である。

現与党ANCの歴史において画期をなしたと思われる三つの文書がある。1949年の「行動計画」⁽⁴⁾、1955年の「自由憲章」⁽⁵⁾、1969年の「戦略と戦術」⁽⁶⁾で

ある。この3文書を参照しながら反アパルトヘイト闘争の思想変遷を概観しよう。

1. 自由憲章

総選挙を間近に控えた1993年、ANCは施政方針文書として「政権担当の準備はできた」⁽⁷⁾を発表したが、その序文でマンデラANC総裁は「自由憲章こそが南ア人民の幅広い支持を受けた最初の政策文書」であったと述べている。また、翌年初頭にANCの選挙公約として発刊された「復興開発計画」(Reconstruction and Development Programme: RDP)⁽⁸⁾序文においても彼は、「自由憲章の伝統のうえに」RDPを策定したと書いている。自由憲章に関するマンデラの言動をさらに若干遡ってみると、1986年に獄中の彼を訪ねてきた英連邦賢人グループ⁽⁹⁾に対して「私は自由憲章を信奉している。これは民主主義と人権の原則を体現した文書であり、社会主義の青写真を描いたものではない」と語ったという⁽¹⁰⁾。獄中時代に当時の政府要人と行っていた数回の秘密会談においても、自由憲章は「アフリカ型資本主義の青写真」であると説明している⁽¹¹⁾。

マンデラその人をチャータリストと呼ぶことにおそらく異論は出ないだろう。着目しておきたいのは、釈放されたマンデラがANCの指導権を握って民主化交渉に臨んだとき、ANCが原則として掲げたのが自由憲章だったということであり、1990年代に入ってようやく実現した南ア民主化のデッサンが、その40年前にすでに用意されていたという事実である。

自由憲章のアイデアは、フォートヘア大学でマンデラを教えたこともあるマシューズ (Z.K. Matthews) によって、1953年ANC総会の場に提供された⁽¹²⁾。この時期は、1948年に政権を掌握した国民党 (National Party) によってアパルトヘイト諸法が着々と積み重ねられ、これに対して不服従運動が展開されていた時代であり、反アパルトヘイト運動のなかに人種を超えた共闘ができつつあった時代である。自由憲章は1955年の人民会議 (Congress of the

People)で採択された。人民会議を軸となって支えた四つの組織は、アフリカ人を代表するANC、インド人を代表する南アフリカ・インド人会議 (South African Indian Congress)、カラードを代表する南アフリカ・カラード人民機構 (South African Coloured People's Organization)、白人を代表する民主主義者会議 (Congress of Democrats) であった⁽¹³⁾。

人民会議の成り立ちから明らかなように、自由憲章の基本をなす理念は非人種主義的 (non-racial) 民主主義である。そこには「南アフリカは、白人、黒人を含めて、そこに居住するすべての人民に帰属」(前文)し、「すべての人々は国政に参画する権利を有する」(第1条)といった民主主義の原則がうたわれており、基本的人権の保障 (第6条) と法の下での平等 (第5条) を要求している。加えて「国の富と南ア人の遺産を人民の手に取り戻す」(第3条)ため、「鉱物資源、銀行、独占的産業を人民の所有に移す」(同)、「人種による土地所有制限を廃止し、すべての土地をそこで働くものに再分配する」(第4条)という条項があるが、これについては共産党との関係を論じる際に後述する。第2条は民族集団間の平等、第7条は労働者の権利、第8条は教育と文化に関する権利、第9条は住宅と安全に関する権利、第10条は平和と友好、という構成になっている。

ANCは当初からこのような普遍的民主主義概念に到達していたわけではない。1912年に南アフリカ原住民民族会議 (South African Native National Congress <1923年にANCに改称>) が創設された当時の運動は、「ミッションスクール教育を受けた少数の中産階級」⁽¹⁴⁾アフリカ人を主体とするものであり、その主な関心は「文明化」⁽¹⁵⁾されたアフリカ人エリートの市民権を、新たに創設された南ア連邦の枠組みのなかでいかに確保するかにあった⁽¹⁶⁾。

初期ANCのもっていたこのような階級性は、人種差別立法が積み重なっていくという現実の前に無力を呈し⁽¹⁷⁾、一方では激しい内部批判にさらされる⁽¹⁸⁾。このときからANCの、そして反アパルトヘイト闘争の思想遍歴が始まるのだが、創設者たちが共有していたキリスト教精神は非人種主義 (non-racialism) というかたちでANC中枢に生き残って、1955年の自由憲章に結晶

した。自由憲章の発案者が典型的黒人エリートであるマシューズであったことは、揺れ動くANCのなかで西欧流の民主主義理念が発言力を維持しつづけたことをよく物語っている。ついにANCは南ア民主化の最終段階に至るまで、人種主義に反対するための根本理念として、基本的人権と民主主義の原則を保持しつづけたのである⁽¹⁹⁾。

自由憲章が採択された翌年、政府は大々的な弾圧に乗り出し、人民会議に関与した156名を反逆罪容疑で逮捕した。6年間に及ぶ反逆罪裁判が始まったが、法廷における焦点の一つは、自由憲章が共産主義国家を志向した文書であるか否かであった。共産主義思想の専門家であるボチェンスキイ (Joseph Bochenksi) がスイスから呼ばれ意見を求められたが、彼の結論は「おそらく共産主義者によって起草されたものであろうが……これが共産主義文書であると断定せしめるものはなにもない。むしろ、自由主義テーゼ(liberal theses) を強調した稳健な社会主義構想である」⁽²⁰⁾というものであった。1961年、ANCが「共産主義組織に変質し、あるいは共産主義者によって扇動されていることを示す証拠はない」⁽²¹⁾として、全員に無罪判決が下された。

1960年のシャープビル事件を契機としてANCは非合法化されたうえ、1964年のリボニア (Rivonia) 裁判で幹部を失い、長い亡命時代に入るが、自由憲章自体は1980年代に再び政治を動かす力として復活する。1981年のインド人評議会 (South African Indian Council)⁽²²⁾選挙に対してナタール・インド人会議 (Natal Indian Congress) がボイコット戦術で応えた際、「非人種主義的で民主的な南アフリカを創り出すための指針は、自由憲章の原則以外にはない」⁽²³⁾という方針を表明した⁽²⁴⁾。

1983年憲法の人種別三院制は、インド人組織とカラード組織に強烈なモメンタムを与えることになった。「南アフリカ全人民の解放と自由と人間としての尊厳を守るために……われわれは統一戦線をつくらなければならない」⁽²⁵⁾というブサク (Allan Boesak) の呼びかけで、1983年に統一民主戦線 (UDF) が発足をみた。565団体、150万人⁽²⁶⁾を結集したUDFの緩やかな連合を可能にしたのが自由憲章であった。南ア民主化を先導する理念として、自由憲章は

再び表舞台に登場したのである⁽²⁷⁾。1989年には亡命ANCとUDF、南ア労働組合会議 (Congress of South African Trade Unions: Cosatu) が南ア民主化の青写真としてハラレ宣言⁽²⁸⁾を作成し、交渉開始のための条件を示した。そこに述べられている民主南アフリカの将来像は、人種、性別、信条によらない基本的人権の保障を基盤とした非人種主義的民主主義であり、自由憲章の精神を明らかに継承するものであった。

1990年に非合法化措置が解けたANCは武力闘争を放棄し⁽²⁹⁾、翌年7月に党大会を招集、帰国（亡命）組、釈放組（Robben Islander と呼ばれる）、労働組合組織、UDF活動家を吸収して、まったく新しい組織として生まれ変わった⁽³⁰⁾。民主化交渉に乗り出していくにあたって、新ANCにおける意志統一は決して簡単な作業ではなかったが、指導権を獲得したマンデラの強力なリーダーシップが、この時期に発揮された⁽³¹⁾。

2. アフリカ民族主義

ANCがその創設時から一貫してもちつづけた非人種主義と基本的人権思想に対して、おそらくもっとも深刻な挑戦者であったのはアフリカ民族主義（Africanism）であろう。

アフリカはアフリカ人のものであるべきだとする民族主義的発想をANCのなかに最初に持ち込んだのは、1927年に総裁に就任したグメデ（Josiah Gumede）と、アメリカで教育を受けたタエレ（James Thaele）西ケープ支部長であろう。彼らは、1920年代にアメリカにおいてアフリカニズム運動を指導したガーヴェイ（Marcus Garvey）⁽³²⁾に強い影響を受けていた⁽³³⁾。しかし、ANCの組織そのものの変革を促したイデオロギーは、ANC青年同盟（Youth League）の初代議長であるレンベデ（Anton Lembede）である。「民族統合の基礎はアフリカ人の民族主義的心情であり、部族の紐帯や社会的地位、学歴、経済的階級にかかわらないアフリカ人としての自覚である」とする彼の思想は、若いマンデラにも強烈な影響を与えた⁽³⁴⁾。レンベデは南アフリカにお

ける解放闘争を、階級ではなく人種に関わるものとして強く認識しており、この点において共産党と明瞭な一線を画していた。マンデラは自叙伝のなかで、「私は、われわれを解放するのはマルクス主義でも多人種主義(multi-racialism)でもなく、純粹なアフリカ民族主義であると信じていた」⁽³⁶⁾と、この当時を回想している。ちなみに、マンデラが人種を超えた普遍的民主主義に到達するのは、つまりチャータリストとしての自己を確立するのは、ANC内部で戦われたアフリカニズムをめぐる議論の末であって、自由憲章の成立そのものとほぼ軌を一にしている。

レンベデのアフリカニズムはANCに決定的な変革をもたらすことになった。1944年の青年同盟設立と、それに続くANC行動計画の採択(1949年)がそれであって、行動計画に反対したクマ(Alfred Xuma)総裁は退陣を余儀なくされ、代わってモロカ(James Moroka)が新たな総裁となって、青年同盟のシスル(Walter Sisulu)が書記長に就任した⁽³⁷⁾。行動計画の画期性は、「積極的ボイコット、ストライキ、市民的不服従(civil disobedience)、非協力」を戦術として明確に掲げた点にある。これによって「直接行動による全国運動の原則」⁽³⁸⁾が定立された。つまり、青年同盟によるANC指導体制ができるが、初めて行動主義路線が敷かれたのである。

行動計画の序文には「他の人民と同様に、アフリカ人としての自決権を要求する」⁽³⁹⁾という民族主義的表現がみられるが、より鮮明なかたちでアフリカニズムが掲げられているのは、1944年の青年同盟設立宣言⁽⁴⁰⁾である。同宣言は、「アフリカ人は民主主義のなかで自由な市民となる権利を要求」しているのだとしながらも、南アフリカでは「人種としての運命」(Race destiny)からすべてのものが判断されており、「南アフリカの問題を人間としての運命(Human destiny)という視点にたって考えられるのは極めて少数である」という。これまでANC思想の一つの柱であったキリスト教についてすら、それが人種抑圧を帮助しているという言及がみられ⁽⁴¹⁾、南アフリカに持ち込まれた西欧文明総体が、信託統治という形態をとて「アフリカ人絶滅への道」を開きつつあると述べている。したがってアフリカ人は「自らの将来を自ら

の手で決定することを選択」するのであり、「アフリカニズムを昂揚していかなければならない」。その観点から、これまでのANCに「民族的傾向が欠如していた」ことを認め、青年同盟は「ANCに真の民族的性格を導入」するために結成されたと述べている。当時は、青年同盟のメンバーであるということが、すなわちアフリカニストであるということを意味した⁽⁴²⁾。

行動計画は、1948年選挙における国民党の勝利に呼応する動きであった。国民党政府はこれに対し共産主義弾圧法 (Suppression of Communism Act, 1950) でもって応じ、共産党のみならず、「連邦内においてヨーロッパ人と非ヨーロッパ人の間に敵対感情を煽ったり」「非合法活動によって……政治、産業、社会、経済に変革」をもたらそうとするあらゆる団体を禁止する措置に出た⁽⁴³⁾。この法律が成立する直前に南ア共産党 (Communist Party of South Africa: CPSA) は解散し、地下組織 (South African Communist Party: SACP) になった。

レンベデ自身は1947年に急死しているが、彼がもたらした思想的影響はANC本体の変革にとどまらなかった。やがてパンアフリカニスト会議(PAC)創設の母胎となる青年同盟オルランド (Orlando) 支部は、1954年に『ザ・アフリカニスト』(*The Africanist*)を発刊しレンベデを民族主義の英雄として称揚するとともに、多人種による自由憲章の採択を妨害すべく活動を開始した⁽⁴⁴⁾。この頃になるとアフリカニストという名称は自由憲章に反対する勢力を意味するようになり、チャータリストの対義語となっていく⁽⁴⁵⁾。結局ANC内の指導権争いに敗れたアフリカニストたちはANCを脱退し、1959年にPACをつくって独立した。

ここにおいてチャータリストとアフリカニストは、別個の団体として分離したわけである。ただし、ANCとPACの相違は、少なくともこの段階では、共産党と共闘するかしないかという運動戦術面が主であって、思想としてはたしてどこが決定的に異なっていたかを明示するのは簡単ではない。アフリカニストの立論は先住民たるアフリカ人の権利を第一義とする点にあるのだが、PAC初代総裁であるソブクウェ (Robert Sobukwe) の思想をみるかぎり

は、ANCとの明瞭な差別化は難しい。彼はカラードをアフリカ人ととらえ、被抑圧インド人との共闘を唱えているし、多数派であるアフリカ人が権力を掌握したのちの民主社会においては「肌の色は無意味になる」⁽⁴⁶⁾とさえいっている。また、自由憲章を「多人種主義」(multi-racialism)と呼んで白人の権益を擁護するものであるといい、自らについては「非人種主義」(non-racialism)と規定すること、ANCと同じく普通選挙の実施を要求する一方で、ANCを「改革主義者」にすぎないと非難することも、決してわかりやすくはない⁽⁴⁷⁾。

とはいえるANCにとっては、青年同盟創設からアフリカニスト分裂に至るまでの15年間は、おそらくもっとも重要な思想形成期であった。アフリカニストの系譜はビコ(Steve Biko)の黒人意識運動(BCM)へと引き継がれていくのだが、ここでのテーマが現与党であるANCの思想を検討することであると、民主化後の南アフリカにおいてPACやBCM系団体の政治的発言力がきわめて限定的であることから、思想としてのアフリカニズムの盛衰に関しては立ち入らない⁽⁴⁸⁾。

3. 共産党との関係

反アパルトヘイト闘争史において南ア共産党の果たした役割は非常に大きい。ANCがチャータリストとアフリカニストに分裂していくことにも共産党の存在が関わっている。若干不思議の感を抱かせるが、共産党は結果的には、ANCのなかにチャータリストを形成させて、彼らによるANC思想の確立を支援したのである。

南ア共産党(CPSA)は1921年にコミニンテルン南ア支部として創設され、前述したとおり1950年に地下に潜行してSACPとなった。当然ながら共産党は、設立当時から非人種主義的な階級連帯を唱えていたが⁽⁴⁹⁾、ANCに対して最初に具体的な働きかけを行ったのは、1928年のコミニンテルン指令によってである。

1927年、南ア共産党のラ・グマ (James La Guma) とANCナタール支部長であったグメデは、ブリュッセルで開催された反帝国主義連盟 (League Against Imperialism) 国際会議に出席したのち、その足でモスクワを訪問した。帰国後グメデはANC総裁に選出され、書記長には共産党員が就いた。この年グメデは再びモスクワに招待され、ここでコミニテルンから独立原住民共和国 (independent native republic) 構想を示されるのである⁽⁵⁰⁾。この方針は翌1928年の第6回コミニテルン会議で正式に決定され、南ア共産党に伝えられた。すなわち、「党は、独立原住民共和国の建国、白人少数派の権利の保障、それらの実現に向けての闘争を明確なるスローガンとして一貫して掲げなければならない。……黒人の被搾取層における階級意識教育を強化しなければならない」⁽⁵¹⁾というもので、「ANCをして白人ブルジョアジーやイギリス帝国主義と戦う民族主義的革命組織に変質させる」⁽⁵²⁾ことを具体的戦術としていた。いわゆる二段階革命論で、まず民族主義運動による植民地独立を支援し、その後社会主義革命に移行させるという戦略であった。ここにみられるような、南アフリカを植民地の変種としてとらえる国内植民地論⁽⁵³⁾と二段階革命論は、のちのちまで南ア共産党に生きつづける。グメデ執行部下のANCは、「南アフリカにおけるすべての政党のなかで、共産党のみが非ヨーロッパ南ア人の自由と平等を明示的に唱道している事実によって、ANCは全幅の信頼を南ア共産党に対して抱いている」⁽⁵⁴⁾として、共産党との関係を緊密化していく。前項においては、グメデがガーヴェイズムに影響を受けたアフリカニストであったことを指摘したが、共産党との最初の接近を行うのもグメデであった。

しかし、グメデが試みた共産主義とアフリカニズムの導入は双方ともに失敗に終わり、共産党との蜜月もあっという間に崩壊する。コミニテルンは1929年の世界恐慌を資本主義崩壊への兆しととらえ、全共産党に対して「改革主義的組織との連合から撤退」⁽⁵⁵⁾するよう新たな指令を出した。南ア共産党は度重なる方針転換と1929年選挙での惨敗によって長い沈滞期に沈んでいく⁽⁵⁶⁾。一方のANCではグメデが失脚してセメ (Pixley Ka Isaka Seme) が後

任総裁となり、「共産主義者の影響を排除」⁽⁵⁷⁾して再び稳健路線に後退、こちらも沈滞の時代に入っていた。

両組織の復活もほぼ軌を一にした。1941年、ソ連が第二次世界大戦に参戦したことで南ア連邦とソ連は同盟国となった。ソ連外交政策の転換に従って南ア共産党も戦争協力に方針を変え、南ア国内においてまったく自由に活動できるようになった。ANCの方は1940年にクマが総裁に就任してから勢力を盛り返してきた。共産党のコタネ (Moses Kotane) 書記長はANCにおいても有力メンバーであり、のちに共産党委員長になるマークス (J.B. Marks) や、1994年の民主化後初代東ケープ州知事になったムラバ (Raymond Mhlaba) らの黒人共産党員が大挙してANCに入ってきた。

共産党は南ア国内に組織していた反ファシスト連盟 (Anti-Fascist League)⁽⁵⁸⁾を強化し、1942年に「南アフリカを守れ」(Defend South Africa) キャンペーン、翌43年には「人民に武器を」(Arm the People!) キャンペーンを展開した⁽⁵⁹⁾。反ファシズムのもとに他の政治団体と連合を組むという戦術は、戦争終結後に成立した国民党政権を「ナチ思想に深く影響された」⁽⁶⁰⁾ファシスト政権と位置づける論理⁽⁶¹⁾によって、その後も長く反アパルトヘイト闘争のなかに生き続けることになる⁽⁶²⁾。

すでにみたように、青年同盟に結集したマンデラらを含む初期アフリカニストたちは、この当時、ANC内部で共産党の影響力が増していくことに強く反発していたが、ここから自由憲章に至るまでの間に、ANCにおけるアフリカニズムと共産党勢力の確執が後者の勝利というかたちで決着する。1947年にはANCとインド人組織内の共産党員が連携して⁽⁶³⁾、ANC、ナタール・インド人会議、トランスヴァール・インド人会議 (Transvaal Indian Congress) の3組織間で「協力のための共同宣言」⁽⁶⁴⁾が結ばれた。3組織を中心とした不服従運動が拡大していくなか、反アパルトヘイト運動における多人種間での連帯が次第に強化されていく。その最終成果が1955年の自由憲章採択であった。

自由憲章の第一草稿をつくったのは、前出のボチェンスキーが推測したとおり、共産党員であるバーンスタイン (Rusty Bernstein) であった⁽⁶⁵⁾。自由

憲章が国有化条項をもっていたのはそのためである。これは、生産手段の所有形態に階級抑圧の源泉を求める共産主義思想を反映していると同時に、外国資本支配を排除しようとする民族主義の要請にも応えるものであって、つまりは、二段階革命論と国内植民地論によって、共産主義理論と民族主義の要請をつないでいたのである。生産手段の所有形態に関する言辞は、次に検討する1969年の「戦略と戦術」に当然継承されたし、1988年の「民主南ア憲法ガイドライン」⁽⁶⁶⁾のなかにも「国家は、経済生活がとり行われる全体状況 (general context) を決定する権限を有しており、生産能力の所有と使用に付随する権利を制限し、義務を規定する権限を保有する」⁽⁶⁷⁾というかたちで存続する。1990年のアメリカ議会におけるマンデラ演説では「ANCは、国有化政策を採用しなければならないとするイデオロギーにたつものではない。しかしながら同時に、南ア経済それ自体のなかには公平な成長を達成するための自己調整機構が欠落しているとの考えも有している」⁽⁶⁸⁾との表現がある。トーンは段々と落ちていくものの、1994年RDPも「たとえば国有化や企業株式の購入、新公社や民間との合弁設立を通じて、戦略産業における公共部門を拡大していくことを、民主政府は考慮していかなければならない」⁽⁶⁹⁾といっているのである。生産手段の所有に関する問題は、やがて独占禁止法の導入をめぐる競争政策の議論に置き換えられ、他方では、まったく正反対の公社民営化論に圧倒されるかたちで後退していくが、ANCが国有化政策を完全に放棄するのは政権の座に就いてからであった。

共産主義の階級史観にとっては、アフリカニズムはあくまでも最終的階級闘争の露払い以上のものであってはならず、人種を超えた階級的連帯を拒否して、民族解放をアフリカ人だけの手に独占しようとする思想は排除されなければならないものであった。スロヴォ (Joe Slovo) は「人種主義の階級的基礎を無視する民族主義者のイデオロギーは偽りである。闘争の民族的内容を強調することは疑いなく必要であるが……ブルジョア的民族主義、後退的な人種主義(backward racialism)、排外主義の出現を促しやすい」⁽⁷⁰⁾と述べている。ただし、党としてあからさまにアフリカニズムを批判した文書には、

筆者は寡聞にしてほとんど出会っていない。とくに、ANCの思想形成において重要な時期であると指摘した、1940年代中頃からPACが分離するまでの期間においては、南ア共産党はひたすらに民族統一戦線を呼びかけているのみであって、この十数年の間にANC内の非党員とのような議論を展開し、どのような関係を築いていったのかに関してはいまだ不明なところが多い。

1960年に非合法化されたANCは、マンデラを中心にして武力闘争に乗り出していく。翌61年にANCとは別個の組織としてつくられたウンコント・ウェ・シズウェ (Umkhonto we Sizwe 〈通称MK〉) は、ANC本体とは違って⁽⁷¹⁾あらゆる人種の加入を認めていた。のちに共産党委員長になったダドー (Yusuf Dadoo) は「党は1961年に、ウンコント・ウェ・シズウェに入隊させるためわが党員を派遣した」⁽⁷²⁾と語っているが、スロヴォやホジソン (Jack Hodgson), バーンスタインといった白人党員はMK創設時からのメンバーである⁽⁷³⁾。のちに共産党書記長となるスロヴォは長くMK参謀長を務め、1987年にその地位を譲られたハニ (Chris Martin Hani) は、1991年にやはりスロヴォの後任として共産党書記長になっている。

亡命時代に入って武力闘争を展開していくANCにおいて、共産党が強い影響を及ぼしたことをもっとも鮮明に表しているのが、1969年のモロゴロ (Morogoro, Tanzania) 会議で採択された「戦略と戦術」である。これは自由憲章以降初めてANCがもった綱領で⁽⁷⁴⁾、いまや民族解放武装組織となったANCの武力闘争観について書かれてある。これまでみてきた自由憲章や行動計画と見比べるならば驚くほどに共産主義的色彩が濃厚で、むしろ南ア共産党の文書の系列に属しているとさえいえる。「南アフリカの被抑圧人民の解放闘争は、社会主义体制へと移行していく、つまりは民族解放と社会主义革命の結果として植民地体制が崩壊していく国際的分脈のなかで行われている」⁽⁷⁵⁾という文言で始まるこの文書は、当時の南部アフリカ全般を「植民地主義と人種主義の鎖」につながれた地域として認識する国内植民地論と、民族解放を「南ア革命」の前段階として認識する二段階革命論によって構成されている。加えて、「いわゆる政治的民主主義」を達成しただけでは真の勝利と

はいえず、「人種的優位を根底で支えている」経済機構を破壊し、「基本的富と基礎資源を人民の手に委ねる」必要があると述べている⁽⁷⁶⁾。

「戦略と戦術」が採択されたモロゴロ会議で、ANC執行部はその歴史上初めてアフリカ人以外に門戸を開き、カラードからセプテンバー(Regiland September)が、インド人からダドーが、そして白人からはスロヴォが執行部に入りました。3名とも共産党員である。またこの会議で党員である現外務大臣ンゾ(Alfred Nzo)がANC書記長に就任している。いまや共産党とANCは分かち難く融合していた。

ANCが「戦略と戦術」のようにあからさまな共産主義思想を表明することは、これ以前も、これ以後もない。前述したハラレ宣言が出る頃には、ANCは再び自由憲章を前面に掲げるようになり⁽⁷⁷⁾、自らを前衛としてとらえる自己規定も消滅した⁽⁷⁸⁾。南ア共産党自身は二段階革命論を捨ててはいないが⁽⁷⁹⁾、旧共産圏の崩壊を踏まえてハバナで開かれた第6回党大会では、民主集中制とプロレタリアート独裁を放棄し、複数政党制民主主義を南ア民主化の方針として承認した⁽⁸⁰⁾。

これまで縷々検討してきたことは、近代イギリス的な自由主義、具体的には制限選挙権を旗印とする近代市民社会思想から出発したANCが、歴史状況の変化についてその姿を変貌させ、やがて武力闘争組織になっていった際の思想的変遷である。そこで明らかになったのは、1990年代に再び政治団体として復活したとき、彼らが持ち帰った旗には、出発点にあった自由主義思想が、より普遍的理念に発展した姿でもって、はっきり刻まれていたという事実である。

第二次世界大戦中および戦後の、都市黒人層の膨張と苛酷な人種差別制度のなかで伸長したアフリカニズムは、ある意味では自らの意志に反して、民族解放勢力との共闘を望む共産党をANCに呼び込む結果となり、被抑圧者の階級連帯という搖籃に育まれて非人種主義路線が確立した。自由憲章世代がケープタウン沖に浮かぶロベン島から帰還し、30年の歳月を飛び越えて再び

ANCの舵を握ることで南アフリカの民主化交渉は始まったわけだが、その段階で、共産党を含めて一致していた原則は、基本的人権の保障と複数政党制民主主義だったのである。

なお、自由主義に焦点をあてるにもかかわらず、白人リベラルについてはここで検討することをしなかった。その理由は、一つにはアフリカニズムに関してと同様、それが民主化後の南アフリカにあって政治勢力としてはほとんど発言力を有していないという現実であり、加えて、彼らがANCに対し検討に価するほどの思想的貢献をなしてこなかったという歴史である。リベラル政党、社会運動、学生運動を含め彼らの主張を集約すると、人種にかかわらない基本的人権の擁護に尽きるのであって、したがってここでは、自由憲章に集結した国内勢力のうちの一つという以上の位置を与えていない。

第2節 民主主義と自由主義

これまで検討してきたANCの思想を踏まえながら、彼らが中心となって作り上げた新生南アフリカの政治制度を分析するのがここからの課題であるが、その前に、次に議論を進めるための準備として、本章で使用する場合の「自由主義」と「民主主義」について定義を加えておきたい⁽⁸¹⁾。

民主主義とはさまざまな制度（選挙や政党制など）を通じて積極的に権力をコントロールしていくとする考え方であり、さらに進んで、権力の正統性を民意に求める理念（主権在民）である。しかしながら一方で、たとえ民主主義的な権力であっても、それが無限定に個人を拘束してはならないところに自由主義は立脚している。いかなる権力によっても侵害されではならない領域がすなわち基本的人権であって、したがって自由主義は、一義的には人権の保障を根幹とする。

現代の民主主義体制は、この異なる二つの理念を軸にして形成されてきたものであり、自由民主主義体制と呼ばれるのはそのためである。そこにおい

ては、民主主義を確保するための制度と、基本的人権を保障するための制度が双方ともに定立されていなければならず、両方の原理が働くように工夫されていなければ、今日的な意味において民主主義体制とは認知されない。

近代イデオロギーとしての民主主義と自由主義を歴史的に位置づけるならば、17世紀にロック (John Locke) によって確立された自由主義は、ルソー (Jean Jacques Rousseau) とともにある種の危険思想⁽⁸²⁾として登場した民主主義よりもはるかに古い。民主主義の登場を待たず市民革命を指導した自由主義によって、立憲制、議会制といった政治装置が近代社会に備えつけられて、絶対君主の権力は狭められていった。今日民主主義制度と呼ばれているものの多くは、実は自由主義を根拠として誕生したのである。

自由主義をイデオロギーにして成立していた近代市民社会にとって、絶対平等を理念に掲げ、民衆による権力掌握を唱える民主主義は脅威であった。民主主義者にとっては、自由主義原理に基づいた市民社会は寡頭政 (oligarchie) にほかならない。民主主義思想に基づくものとして歴史資産となり、今日にまで継承された制度としては、普通選挙制度や、民意の命令的委託 (imperative mandate)⁽⁸³⁾によって政党が行政権を掌握する政党政治制などがある。民主主義思想は、さらに遅れてやってくる社会主義との結びつきを深めるとともに、さまざまな亜種を生み出していった。フランス革命時のジャコバン独裁、全体主義国家、プロレタリアート独裁による民主集中制も、すべて民主主義を正当化の論拠としていた。このことはまさに、発生当時の民主主義テーゼが自由主義と相容れないものであり、ときにそれを脅かすものであったことを物語る。

民主主義体制のなかでも自由主義が存続しうることを理論的に示したのは、フランス人歴史家トクヴィル (A. H. C. de Tocqueville) であった。彼は、19世紀アメリカに成立していたジャクソニアン・デモクラシー (Jacksonian democracy) が個人の自由をきわめて重視していたことに感銘を受け、民主主義的多数専制と自由主義のジレンマに解答を見いだした。彼によって初めて、社会主義を対立項とする自由民主主義 (liberal democracy) 概念が成立したと

いってよい。そのような歴史経過の末に、現在では、「自由」「公正」「参加」を基本理念とする政治体制を「自由民主主義体制」(liberal democratic system)⁽⁸⁴⁾と呼ぶのであり、そこでは、本来対立的な性質をもっていた自由主義と民主主義の原理が、さまざまな体制形態のなかで、さまざまなバランスのとり方を許しながらも、双方ともに満たされているとされる。

自由主義に関しては、20世紀に入ってからアメリカで展開されたもう一つの系譜を付言しておく必要がある。史上初のイデオロギー国家として成立したアメリカは、個人主義的自由主義を国家契約として携えながら、急速な経済発展を示した。つまりは自由主義を伝統的価値としており、したがって、旧来の自由主義テーゼの信奉者はアメリカでは保守主義と呼ばれる。しかし、デューイ (John Dewey) が論じたごとく、適者生存を是とする強者の論理が社会的弱者の自由発現を永遠に閉じ込めてしまいかねない現代経済社会においては、むしろ公的な権力を積極的に活用することで自由主義理念を守っていかなければならないとする考え方方が出現して、この考えにたつ人々が「リベラル」を自称するに至る。こうして、特殊アメリカ的な事情を背景しながら、ヨーロッパの思想分脈では社会主義性向をもった民主主義者 (social democrat) と称せられるべき人々が、「リベラル」と呼ばれることになった。その結果として、フリードマン (Milton Friedman) やハイエク (F.A. von Hayek) らの新自由主義が、「ニューライト」と名づけられたのであった⁽⁸⁵⁾。現代思想における自由主義を議論するにあたってはこの系譜を念頭においておく必要があるが、ただし、本章が目指すところは1955年自由憲章を手がかりに南アフリカにおける自由主義を検討していく作業であって、議論の混乱を招かないためにも、あくまでも基本的な意味において、言葉を換えれば近代ヨーロッパ思想の分脈に則って、自由主義という用語を使用することしたい。

アフリカの民主化を語るに際しても、自由主義と民主主義に関する以上のこととは、十分に留意されて然るべきであろうと思う。たとえば全体主義的な一党独裁制に対する民主化においては、政治権力の源泉を国民の手に取り戻

そうとする民主主義の理念はもちろんのこと、権力の恣意的濫用から各個人を救済しようとする自由主義理念がどう作用したかについても検討されなければならないからである。かつての全体主義体制もまた、国民の間には同一の価値観が共有されているとの前提を敷いて(たとえばアフリカ社会主義)、そこにおいてもっともよく民意を体现するものとして民主主義を標榜していたのであり、それに対するアンチテーゼは、全体主義に対立する自由主義であったという方が正確であろう。民主主義の看板が必ずしも基本的人権理念を伴ってこなかったのは、歴史において明らかである。民主主義制度とともに自由主義制度が導入・確立されなければ、民主化はその要請に応えたことにならないわけである。

第3節 新体制における自由主義

さて、以上の議論を踏まえたうえで、新生した民主南アフリカでは、民主主義原理と自由主義原理がどのようなバランスにおいて定立しているかをみてみよう。とくに、南アフリカの歴史的経緯と民主化の達成形態から想像されるとおり、そこでは自由主義がきわめて重要な位置を占めていることに注目したい。

1. 新生南アフリカの政治制度

初期ANCは、「文明化」されたアフリカ人には白人と同様の権利が与えられるべきだといわば制限選挙論者であり、民族ではなく階級を基盤としていたことは前にみた。この点では彼らは民主主義者というより、近代市民社会を想定する自由主義者であったといえるが、その本質は、民族主義と非人種主義の熱い洗礼をくぐり抜け、自由憲章というかたちをとつて現在の指導部のなかに脈々と受け継がれた。

アパルトヘイト体制の民主化は人種主義を廃棄すれば（基本的人権を承認すれば）達成されるものであり、この点が他のアフリカ諸国の民主化と異なっている点であった。1990年に公式に開始された民主化交渉で、人種主義超克のあとに展開された議論は、したがって民主化を目的とするものというよりは、正確に表現するならば、新生南アフリカにおける民主主義体制にとって望ましい政治制度とはなにかをめぐる論議であった。つまり、基本的人権保障の導入を踏まえたうえで、さらに一步進んで、旧来の白人用民主主義制度をいかに改変するかについて協議されたのである。この協議において中心的役割を演じたのは国民党とANCであり、1993年以降においてはANCの主導権が優勢であった。マンデラというカリスマが最大限の輝きをみせたのが、民主化前のこの時期であった。新体制の見取図を作成する作業が、このチャータリストの主導下で行われた結果として、新生南アフリカには自由主義的因素が多く含まれることになる。

アパルトヘイト時代の政府組織は、周知のとおり人種別に細かく分割されたかなり奇妙なものであった。現在の政府機構は、法的には1993年憲法（通称暫定憲法）⁽⁸⁶⁾に基づき、1994年国政総選挙とそののちに行われた地方選挙の結果を受けて設置された。なお、この暫定憲法が南ア史上初めて人権条項をもつ憲法であることはいまさらいうまでもない。

（1）選挙制度

1人1票（one man, one vote）は古くからチャータリストたちの民主化スローガンだった。いかなるかたちであれこの主張が実現すれば南アフリカの民主化は達成されることになるわけだが、しかしながらまずは、民主主義選挙の基本原則である「1人1票、同一価値」（one man, one vote, equal value）をどのような方法で吸収し議会構成に反映するかに関して、選挙制度を決める必要があった。

旧来の白人議会選挙はウェストミンスター体制に則った小選挙区制であったが、これを比例代表制に変えることについては、かなり早い段階で合意が

あった。民主南ア会議 (Convention for a Democratic South Africa: Codesa) が始まる以前の1991年4月の段階で、ANCは比例代表制選挙が望ましいとする方針を明らかにしており、その翌月には国民党も同様の意向を表明している⁽⁸⁷⁾。事実、暫定憲法と新選挙法は絶対拘束名簿式比例代表制を採用した(暫定憲法第40条)。議席は政党候補者リスト順に配分され、党籍を失えば議席は剥奪される。選挙区は全国区と九つの州別地方区の2種類で、1人2票制とされた。

比例代表制は世界の潮流であり、小選挙区制をいまだにとっている国はむしろ少数派だといってよい⁽⁸⁸⁾。したがって南アフリカがこの選挙制度を採用したことには不思議はないが、この国のもつ社会状況を考えるならば、小選挙区制を維持するという選択はありえなかったといえる。南アフリカにおける人種・民族別の人口分布は、それを説明するだけで紙面が尽きてしまうほど複雑であり、各人種・民族の利害調整は新生国家に託されたこれからの課題である。そこに大量の死票を生み出す小選挙区制を導入したならば、少数民族集団の発言機会は必然的に縮小されるし、選挙区割りそのものが大問題となつたであろう。実際のところ1994年総選挙における死票は、比例代表制のおかげで、総投票数のわずか0.7%にとどまっている⁽⁸⁹⁾。

比例代表制にはさらなるインプリケーションがある。この制度は議員と地域利害を分離させ、その代わりに政党幹部に権力を集中させる効果を有する。民意をできるかぎり反映させるという民主主義原理に則せば、政党は明確な公約を国民に提示し、その範囲内で行政権の付託を受けることになるが、実際上はエリート・デモクラシー (elite democracy) の様相を呈することになる。こういった政治体制においては、ポーウェル (G. B. Powell) が指摘したように、政党のもつ政策形成能力が決定的な役割を果たし、政党エリートの影響力は強化されるであろう。各議員は選挙民によって落選させられるというよりは、候補者名簿順位如何によって落選するのである。つまり、選挙制度に関するかぎりではANC執行部に多大な権力が付与されることを意味していた。

(2) 憲法裁判所の新設

司法は、自由州の州都ブルームフォンティンにおかれた最高裁判所を頂点とする普通裁判所群と、ジョハネスバーグにおかれた憲法裁判所とから構成されることになった(暫定憲法第97条)。憲法裁判所は新体制になって初めて創設された機関で、新憲法草案の審査のほか、人権訴訟をはじめとする憲法関連事件を担当し、違憲審査権をもつ(第98条)。裁判官は官民からなる司法職委員会の推薦に基づき大統領が任命する(第97条)。

南アフリカはアパルトヘイト法をめぐって議会と司法府が鋭く対立してきた歴史をもっている。1950年代に当時の議会が行ったことは、議会で成立した法律について司法府の介入を実質的に排除することであった⁽⁹⁰⁾。これは、ウェストミンスター体制における議会主権が内包していた危険性を、もっともあからさまにさらした歴史事例であろう。イギリスには憲法裁判所は存在せず、最高法廷は上院に設置されているものの、違憲立法審査権を有していない。三権におけるこのような立法府優位に対して、司法府による抑制装置としてアメリカで発案されたのが違憲立法審査権であり、その権限を管掌するのが憲法裁判所である。憲法裁判所が「議会に代表される国民の意思から独立している側面は、この制度が、民主主義というよりは自由主義的性質のものであることを示している」⁽⁹¹⁾といえる。かつて反逆罪裁判で法廷闘争に勝利した経験をもつANCにとって、アパルトヘイト体制国家機構における主要敵は国民党が掌握する議会だったのであり、基本的人権を保障する装置としての司法権の独立は、新生南アフリカに不可欠であった。

人権擁護装置としては、このほかに人権委員会がある(第115条)。これは議会の承認を得て大統領が指名するもので、基本的人権の保障と意識向上に関する勧告を政府機関に対して行うものである。

(3) 行政府

下院議員のなかから両院議員によって選出された大統領が(第77条)国家元

首となり（第76条），行政府を組織する（第75条）。現時点（1996年10月）では副大統領1名，国務大臣25名が内閣を構成している。インカタ自由党（Inkatha Freedom Party）が3閣僚ポストを得ている以外は，すべてANCが占めている。インド系が4名，カラード2名，白人2名，女性4名で，これら大臣はすべてANCからの選出である。大臣は大統領と議会に対して責任を有するが（第92条），大統領は憲法に対してのみ責任を負う（第81条）。この点で行政府は立法府から独立している一方，議会が大統領に対して不信任を決議した際は大統領は辞任しなければならない（第93条）⁽⁹²⁾。ウェストミンスター体制と比較すればはるかに三権分立が整っているといえる。

暫定憲法は下院において5%以上の議席を有する全政党に政権参画の機会を保証しているほか（第88条），20%以上を獲得したか，あるいは第二党になった政党から副大統領を出せる規定になっているが（第84条），第二党である国民党は1996年6月に政権を離脱した。国民統合政府（Government of National Unity）と呼ばれるこの連合政権規定は，経済学者であるルイス（Arthur Lewis）が1965年に提唱したものであるが，最近の分脈では，レイプハルト（Arend Lijphart）の多極共存型デモクラシー（consociational democracy）につながるものとして理解されるであろう⁽⁹³⁾。

レイプハルトの議論はヨーロッパにおける小国（オランダ，ベルギー，オーストリア，スイス）をモデルとしてつくられたもので，言語・文化・宗教を異にする分節的集団（segments）を抱えた国家において，自由民主主義をいかにして維持していくかを分析している。こういった社会にあってはウェストミンスター的な多数決原理は危険であって，各集団の間で権力を分掌していくことが肝要である。融合しあわない民意よりも，エリート同士の調整と協調に依存する政治体制となるため，個別に関わる事柄については各集団に直接民主制を取り入れるなどして，民主主義の要請を満たしていくことになる。多極共存型デモクラシーにおいては，特定の分節的集団による国家権力の専横を防御する自由主義の原理が，その基本的性格をなしているのである⁽⁹⁴⁾。レイプハルト自身も南アフリカに強い関心を抱きつづけており⁽⁹⁵⁾，彼は国民

統合政府規定をきわめて高く評価している。

(4) 国民経済開発労働問題会議

南ア民主主義の特質の一つはフォーラム政治にある。暫定憲法自体が、民主化のための多党間交渉フォーラム（Multi-Party Negotiation Forum）でその骨格が協議され、合意されたものである。

民主化後の南アフリカにおいてもっとも代表的で、重要な機能をもつてゐるフォーラムが、国民経済開発労働問題会議（National Economic Development and Labour Council: Nedlac）である。その前身は国民経済会議（National Economic Forum）と人的資源国民委員会（National Manpower Commission）で、マンデラ政権誕生に伴って1994年に両者が合併し、法律に基づいて設置された。Nedlacは、政府、財界、労働界の代表を三つの軸とする協議体であり、「社会経済政策策定にあたって……新しいタイプのガバナンスを機構化」⁽⁹⁶⁾したものとされている。賃金交渉方式から生産性問題、政府の経済政策に至る広範な事項を話し合い、関係諸団体の合意形成を図って、スムースな政策遂行を可能にする社会環境を醸成しようとするものである。

アドホックなフォーラムをつくり、そこで幅広く意見を収集し集約して政策文書を策定するという、いわば直接民主主義的な手法は、自由憲章やRDPの起草にあたってANCが使ったものである。また、1991年にCodesaというかたちで始まった民主化交渉も、このときすでに議会が正統性を喪失していたという事情から、関係諸団体が平等の資格で参画するフォーラムにおいて、正規の意思決定機構の外で進められたのであった。新生南アフリカにとっては馴染みの深い政治手法だといえる。

これは典型的なコーポラティズム（corporatism）である。コーポラティズムを理論的にどのようにとらえるかについてはさまざまな立場からの議論が存在し、軽々な断定はすべきでないが、少なくともANCからすれば、自由憲章以来の直接民主主義システムに沿ったものであって、さらには、経済政策に関する政府の専断を回避し国家権力の抑制を図るという意味で「リベラ

ル・コーポラティズム」⁽⁹⁷⁾を機構化したものだということになろう。しかしながら、コーポラティズムには逆の側面もあるのであり、議会制民主主義を棚上げして、特定労使団体に特権的地位を与えることで包絡し、反対意見を封殺してしまう可能性も原理的には有している。

2. 経済政策における民主主義と自由主義

新生南アフリカにおける自由主義について検討する作業の一環として、最後に新政権の経済政策を取り上げよう。といっても、南ア経済の現状とそれに対する経済政策全般を論じることはここでの目的ではなく、またその紙幅も許されていない。ここで検討するのは、あくまでもANCの経済政策思想であって、それに必ずや反映されている民主主義志向と自由主義志向である。

前述したようにANCは、1994年に党の政策綱領として復興開発計画(RDP)を発表した。政権獲得後RDPは政府白書として改訂され⁽⁹⁸⁾、1996年6月には、もっとも新しい経済政策文書として「成長、雇用、再分配——マクロ経済戦略」⁽⁹⁹⁾を公表している。マクロ経済戦略の策定に際しては当然Nedlacの議論するところとなり、事前に労使双方に意見が求められた。これに対して労働側が出したプロポーザルが「社会的公正と雇用創造——安定した未来のために」⁽¹⁰⁰⁾で、財界のプロポーザルが「皆のための成長——南アフリカの経済戦略」⁽¹⁰¹⁾である。

民主主義志向と自由主義志向を経済政策においてみると、経済を運営する方法として市場を重視するか、政策による調整を重視するかの違いに焦点をあてることは、的外れではないであろう。なぜなら、自由主義的発想では経済活動を行う主体としての個人がもっとも重視されねばならないし、一方、なるべく多くの民意をもって意識的に経済を運営していくことが民主主義には適うからである。前者においてはしたがって、望ましい価格シグナルを形成することで経済主体の反応を誘導していく市場重視の政策が好まれるが、後者にとっては、市場を活用する間接的な政策誘導は民意を軽視するこ

とであり、強者に有利な市場競争を放置することは政府の責任放棄ととらえるからである。繰り返すが、ここではヨーロッパ思想の分脈で自由主義という言葉を使っている。

さて、以上の観点にたつとき、マクロ経済戦略の策定をめぐって大きな論議を喚起したのは、南ア経済にとって現下最大の問題である失業対策であった。財界の意見はこうである。失業問題の解決を図るために労働集約産業を伸ばしていく必要があるが、南アフリカにおける労働市場の硬直性がそれを阻んでいる。失業者の多くは技能を有しない未熟練労働力であるから、労働市場を二分割して一つを資本集約産業用の高賃金労働力にあて、労働集約産業のために低賃金市場を開くべきだという提案であった。当然労働側は反論した。彼らの論理は次のようなものであった。賃金をできるだけ公平に引き上げていくことで有効需要が盛り上がるのあって、これなくして経済成長は期待できない。労働集約産業の育成はもちろん重要であるから政府は積極的な支援政策を行うことが望ましいし、さらには雇用削減を食い止めるために雇用調整に関する労使協議の場を設けることを提案する。

政府の軍配は財界に上がった。マクロ経済戦略は、労働力の質や企業規模や地域的条件にあわせて労働市場が柔軟に適応するようにすることで、雇用創造と生産性向上を図っていくという方向を打ち出したのである。

マクロ経済戦略はRDPが掲げた社会改善目標を継続して維持すると明記している。ただ、そのためには経済成長率を加速する必要があるので、そのためにこの文書が作成されたと説明している。RDPの住宅、教育、保健衛生政策にも十分な言及がなされており、この意味では経済政策の継続性とANC公約へのコミットメントは確保されている。むしろ今回の論争で明らかになったのは、ANCが有している経済観であった。ANCの経済観が形成されるまでには、多くの文書が出て、多くの論争がなされてきたのだが、ここでそれらを紹介する余裕は残念ながらない。本章があらためて指摘しておきたいのは、たとえ論争の末であったとしても、なにゆえにANCは、朋友たる労働組合組織と袂別してまで、市場主義に与することが可能であったのかという

問題である。他のアフリカ諸国では、だいたいにおいて、国際収支バランスの決定的崩壊のうちに、世界銀行とIMFの指令を受けるかたちで自由主義経済政策に転換してきた。しかしながらANCの場合は、むしろ自主的に自由主義経済政策を表明したのである。当然ながらこの背景にはさまざまな理由を想定しなければならないが、その一つの理由として、これまで検討してきたとおり、ANC思想の根底部分に自由主義志向が厳然として刷り込まれているということを指摘したいのである。

結 語

以上、新生南アフリカの政治体制をみるうえで、また、とくにその自由主義的傾向を探るうえで重要と思われる政治制度を、若干の理論的解釈とともに検討した。新体制総体についてまず指摘できるのは、ウェストミンスター体制からの決定的な離脱である⁽¹⁰²⁾。国民党が支配してきた議会による連綿たるアパルトヘイト立法。これを許す結果となった議会主権を剝奪し、より明確な三権分立と人権擁護装置をビルト・インした新政治体制の要諦は、どのような状況においても基本的人権を確実に保障することである。アパルトヘイトは、この基本的人権理念の導入によって最終的に滅びたのであり、ANCがアパルトヘイトと戦うについて、その長い歴史のなかで終始一貫して用いてきた武器が、人種にかかわらない基本的人権思想であった。この観点において、民主化後の南アフリカ民主主義に関しては、基本的人権思想を根底にもつ自由主義原理が新体制の大枠を構築していると考えられるのである。

いま一つ注目しておかなければならないのは、ウェストミンスター体制に別離を告げた南アフリカが、それではどこに新しい体制の見取図を求めたかである。多分に示唆的なのが、多元社会を前提とした自由民主主義体制のあり方を論じて学界の関心を集めている多極共存型デモクラシーである。提唱者であるレイプハルト自身が南アフリカの民主化に継続した興味を示してい

ることも注目に値する。しかし、筆者として留保を加えておきたいのは、レイプハルト理論は、南アフリカと関わりが深い彼の母国オランダの分析に典型的にみられるように、諸集団間の懸崖（cleavage）を、おそらくは永遠に消え去らないものと想定して組み立てられていることであって、この前提は、ANCに共感されないのでないかという点である。

ANCがもちつづけたもう一つの原則である非人種主義は、レイプハルトの議論にはうまく包摂されない。確かに新体制には、多数決原理をいったん脇において、分節的利害を代表する諸集団間の合意形成を重視するシステムが組み込まれており、この意味では、南アフリカに「新たに成立した民主主義は明らかに多極共存型の（consociational）民主主義」⁽¹⁰³⁾だといえるかも知れない。だが一方で、レイプハルトが「暫定憲法の一つの欠陥は、それが連邦憲法でないということである」⁽¹⁰⁴⁾というとき、彼には非人種主義に対する考慮が抜け落ちているという感を否めない。地方政府にどれだけの権限を与えるか、地方分権のあり方をどうするかは、民主化交渉において最後まで争われた議題であり、新憲法の成立が遅れた主要原因でもあった。強い独立性を備えた州政府によって構成される連邦国家像は、当初国民党も唱えていたし、インカタ自由党やアフリカーナー民族政党の主張であった。これに対するANCの基本的なスタンスは、地方に過度の権限を認めるることは「新たなアパルトヘイト形態」⁽¹⁰⁵⁾の復活につながるというものであった。

大アパルトヘイト（Grand Apartheid）体制は、ホームランド政策に端的に発現したごとく、人工的に設定した「民族」ごとに自治権を与えて、白人のみで成り立つ支配的な共和国を捏造することを最終目標としていたのであって、牽強附会にいいなすならば、コンソーシャンナルなシステムを目指していたといえなくもない。ANCからすれば、これは故意にするアフリカ人の“部族”的分断であり、人種や民族にかかわらず平等であるべき基本的人権を否定するところの、人種主義の論理である。したがって、インカタ自由党のズールー民族主義やアフリカーナー自治国家（Volkstaat）案は、許すべからざるアパルトヘイトの存続を意味していた。結局、連邦問題はドイツ・モ

デルを採用⁽¹⁰⁶⁾することで一応の決着をみた。すなわち暫定憲法は、州議会に対して一定の範囲内における立法権（暫定憲法第126条）を認め、州政府の財政基盤を保障し（第155条）、制限つきながら徵税権（第156条）も与えたうえで、上院を各州同数の議席によって構成（第48条）することとした。この背景には、今後開発政策を推進していくには州政府が効率的に機能することが望ましい⁽¹⁰⁷⁾という配慮が働いている。つまり、一見したところかなり連邦制案に譲歩したかにみえるものの、ANCにとってこの問題は、統一国家内部での地方分権のあり方という分脈でしかありえなかったわけである⁽¹⁰⁸⁾。

連邦制をめぐって展開された以上のような経緯を参考すると、レイプハルトの議論には容易には頷けない。南アフリカに居住する人種・民族が通交不能なほど互いに隔たった存在であるという論理を否定したところに、ANCの非人種主義が成立したのであるし、誰もが平等の基本的人権を天賦のものとして有するという一点において同じ南ア人であるというのが、自由憲章の精神であった。

南アフリカにおいて将来、非人種主義というふさわしい社会状況がほんとうに現実のものとなりうるかどうかは、別稿をたてて考察しなければならない課題である。1994年総選挙において、人種や民族に依拠しない全国政党たらんとして戦ったANCと国民党両党の得票状況をみると、ANCはその獲得票の94%をアフリカ系住民から得ていると思われ、白人からの得票は5万票程度（白人総票の2%弱）と推定される。一方の国民党は得票のほとんどを白人とカラードから得ており、アフリカ系住民で国民党に投票したのは50万人内外（アフリカ系総票の3～5%）であったという⁽¹⁰⁹⁾。人種と支持政党が相關するこういった現実に対応していくためには、レイプハルト的な方法論に依存していかざるをえないというプラグマティズムが現在の南ア政治には働いているのだと考えるのがむしろ妥当であって、ANCが自らの理想として多極共存型デモクラシーを思い描いているとは考え難い。

民主主義的要請と自由主義的要請の、ときに相克する狭間で生産されるバリエーションが、自由民主主義体制の諸形態である。政治体制は、それが機

能する社会状況に正しく適応していなければならず、適応しつつ二つの要請を満たしつづけることで、はじめて政治的安定が期待できる。普遍的自由主義理念によってアパルトヘイトを葬った南アフリカの新体制は、これからその統治能力を試される。

[注] —————

- (1) 南アフリカの歴代憲法が人権条項を欠いたものであり、そのもとでアパルトヘイト立法が行われてきたことに関しては、中原精一『アフリカ憲法の研究』成文堂、1996年、217～224ページに詳しい。
- (2) リンツ (J. Linz) は、彼の権威主義体制分類において、南アフリカとローデシアをracial and ethnic 'democracies'と表現している。山口定『政治体制』(現代政治学叢書3) 東京大学出版会、1989年、28～29ページ。
- (3) Paulus Zulu, "The Extra-Parliamentary Opposition in South Africa," in Gavin Maarsdorp and Alan Whiteside eds., *Towards a Post-Apartheid Future: Political and Economic Relations in Southern Africa*, London: Macmillan, 1992, p. 34.
- (4) "Programme of Action," Thomas Karis, *Volume 2: Hope and Challenge*, in Thomas Karis and Gwendolen M. Carter eds., *From Protest to Challenge: A Documentary History of African Politics in South Africa 1882-1964*, Stanford, California: Hoover Institution Press, 1977, pp. 337-339. なお、ネルソン・マンデラ(浜谷喜美子訳)『ネルソン・マンデラ——闘いはわが人生』三一書房、1992年、62～64ページに翻訳が掲載されている。
- (5) "Freedom Charter," Thomas Karis and Gail M. Gerhart, *Volume 3: Challenge and Violence 1953-1964*, in Karis and Carter eds., *From Protest to Challenge...*, pp. 205-208. なお自由憲章の翻訳は、野間寛二郎『差別と反逆の原点——アパルトヘイトの国』理論社、1969年、349～353ページ／英連邦賢人調査団(笛生博夫訳)『アパルトヘイト白書——英連邦調査団報告』現代企画室、1986年、235～241ページ／マンデラ『ネルソン・マンデラ...』93～103ページに掲載されている。
- (6) "Strategy and Tactics," in Sheridan Johns and R. Hunt Davis Jr. eds., *Mandela, Tambo, and the African National Congress: The Struggle against Apartheid, 1948-1990 a Documentary Survey*, New York and Oxford: Oxford University Press, 1991, pp. 281-287.
- (7) ANC, *Ready to Govern: Policy Guide*, March 1993.
- (8) ANC, *The RDP: Reconstruction and Development Programme: A Policy*

Framework, 1994.

- (9) 英連邦は1985年のナッソー首脳会議において、南アフリカの実情調査のため7人のメンバーからなる賢人調査団（Eminent Persons Group）の派遣を決定した。詳しくは、英連邦賢人調査団『アパルトヘイト白書…』。
- (10) Nelson Rolihlahla Mandela, *Long Walk to Freedom: The Autobiography of Nelson Mandela*, South Africa: Macdonald Purnell, 1994, p. 517（ネルソン・マンデラ〈東江一紀訳〉『ネルソン・マンデラ自伝——自由への長い道』NHK出版, 1996年, 下巻, 309ページ）。
- (11) ibid., p. 527（訳書, 下巻, 323ページ）。
- (12) マシューズ提案はKaris and Gerhart, *Volume 3*…, pp. 99-106.
- (13) ibid., p. 19.
- (14) Reader's Digest, *Illustrated History of South Africa: The Real Story*, 2nd ed., Cape Town: Reader's Digest Association South Africa, 1992, p. 288. なお、同書の監修には西ケープ大学のバンディ（Colin Bundy）があたっている。
- (15) 1923年のANC大会決議は、「バンツーは、ジョージ王陛下の臣民として、ザンベジ以南のすべての文明化された人間に対して平等の権利を付与した、セシリ・ローズの有名な規定を拡大し適用するよう請願する、法的、道徳的権利を有する」としている。“Resolutions of the Annual Conference of the African National Congress, May 28-29, 1923,” Sheridan John III, *Volume 1: Protest and Hope 1882-1934*, in Karis and Carter eds., *From Protest to Challenge*…, p. 69.
- (16) 初期指導者のブルジョア性とその限界を指摘したものはANC内部のものを含め多々あるが、研究書としてはTom Lodge, *Black Politics in South Africa since 1945*, London and New York: Longman, 1983, pp. 1-4に要約されている。
- (17) 1913年原住民土地法をめぐる対応は、ドューベ（John Dube）総裁に対する信任を失墜させた。Gail M. Gerhart and Thomas Karis, *Volume 4: Political Profiles 1882-1964*, in Karis and Carter eds., *From Protest to Challenge*…, p. 25.
- (18) 1917年、ANC総裁がドューベからマクガト（Sefako Makgatho）に交代、指導権はケープの中産階級から労働者中心のトランスクヴァールに移った。Gerhart and Karis, *Volume 4*…, pp. 68-69.
- (19) ロッジは「ANCは、より穏健であった昔から多くの点で哲学的継続性を保持している。……自由憲章は政治綱領の中心軸でありつづけた」としている。Tom Lodge and Bill Nasson, *All, Here, and Now: Black Politics in South Africa in the 1980s*, South Africa Update Series, London: Hurst & Company,

- 1991, p. 24.
- (20) Mary Benson, *The African Patriots: The Story of the African National Congress of South Africa*, London: Faber and Faber, 1963, p. 264.
- (21) ibid., p. 284.
- (22) 南ア政府は1961年に至って初めてインド系住民の南ア国籍を承認した。インド系南ア人をアパルトヘイト・システムに組み込むため、諮問機関として1968年に設置されたのが南ア・インド人評議会である。Surendra Bhana and Bridget Pachai eds., *A Documentary History of Indian South Africans*, Cape Town and Johannesburg: David Philip, Stanford, California: Hoover Institution Press, 1984, p. 249. なお、小野達郎「南アフリカにおけるカラード社会、インド系人社会の解放運動」(小田英郎編『アフリカ』〈国際情報ベーシックシリーズ4〉自由国民社、1996年) 199ページは、このあたりの事情を紹介している。
- (23) Lodge and Nasson, *All, Here, and Now...*, p. 42.
- (24) ボイコット運動の詳細についてはBhana and Pachai eds., *A Documentary History...*, pp. 276-281 を参照。
- (25) Lodge and Nasson, *All, Here, and Now...*, p. 48.
- (26) ibid., p. 51.
- (27) UDF自体が自由憲章を公式に採択したのは1987年になってからである。
- (28) "Harare Declaration," in Sheridan Johns and Davis Jr. eds., *Mandela, Tambo, and the African National Congress...*, pp. 305-307.
- (29) South African Institute of Race Relations (SAIRR), *Race Relations Survey 1991/1992*, Johannesburg: SAIRR, 1992, p. 67.
- (30) 新たに選出された全国執行委員会には、亡命組25名、ロベンアイランダー7名、労組およびUDF出身者16名が含まれていた。Tom Lodge, "The African National Congress in the 1990s," in Glenn Moss and Ingrid Oberly eds., *South African Review 6*, Johannesburg: Ravan Press, 1992, p. 58.
- (31) ANCの再出発にあたってさまざまな見解の相違とマンデラ個人に対する反発があったことについては、前掲したLodge, "The African National Congress in the 1990s," pp. 50-60 や、Heribert Adam and Kogila Moodley, *The Negotiated Revolution: Society and Politics in Post-Apartheid South Africa*, Johannesburg: Jonathan Ball Publishers, 1993などに詳しい。
- (32) ガーヴェイについては、小田英郎『現代アフリカの政治とイデオロギー』新泉社、1971年、第4章に詳しい。また最近のものとしては、砂野幸穂「黒人意識の誕生」(岡倉登志編『アフリカ史を学ぶ人のために』世界思想社、1996年) 102~103ページに要約がある。
- (33) Lodge, *Black Politics in South Africa...*, pp. 8-9.ただし、ガーヴェイズム

はそれ以前から東ケープ地方に浸透していた。Reader's Digest, *Illustrated History*…, pp. 323-324.

- (34) Reader's Digest, *Illustrated History*…, p. 363.
- (35) Mandela, *Long Walk to Freedom*…, pp. 90-91 (訳書, 上巻, 138~140ページ).
- (36) ibid., p. 101 (訳書, 上巻, 154ページ).
- (37) もう一人のライバルであったマークスは、共産党員であるという理由から青年同盟が強く反対した。Reader's Digest, *Illustrated History*…, p. 365.
- (38) Nelson Mandela, *The Struggle Is My Life*, London: International Defence and Aid Fund for Southern Africa, 1978, p. 30 (浜谷喜美子訳『ネルソン・マンデラ…』64ページ).
- (39) ibid., p. 28 (訳書, 62ページ).
- (40) "ANC Youth League: Manifesto, 1944," in Mandela, *The Struggle Is My Life*, pp. 11-28 (訳書, 33~61ページ)。
- (41) 「信託統治とは文明社会向けのごまかしであり、アフリカ人を宥めて、キリスト教民主政治のもとでは抑圧もまた楽しい経験であると信じ込ませるための空虚な常套文句である」(ibid., p. 14 <訳書, 39ページ>)。
- (42) Mokgethi Motlhabi, *The Theory and Practice of Black Resistance to Apartheid: A Social-Ethical Analysis*, Johannesburg: Skotaville Publishers, 1985, p. 74.
- (43) Lodge, *Black Politics in South Africa*…, p. 33.
- (44) Karis and Gerhart, *Volume 3*…, pp. 17-19.
- (45) Motlhabi, *The Theory and Practice*…, pp. 74-75.
- (46) ibid., p. 81.
- (47) ibid., p. 82.
- (48) PACは当初からンクルマ(Kwame Nkrumah)らのパンアフリカニズムと近く、やがてアフリカ社会主義に接近していく。BCMは、1976年のソウェト蜂起につながっていく思想底流を形成したのち、やはり社会主義に傾倒していった。Motlhabi, *The Theory and Practice*…, Chapter 4/Lodge and Nasson, *All, Here, and Now*…, pp. 142-151.
- (49) 「ヨーロッパ人であれアフリカ人であれ、すべての開明的労働者は南ア原住民族会議の要求に連帯しなければならない……南アフリカの労働者よ、人種、肌の色、国籍にかかわらず資本主義的抑圧からの解放運動一般を支持せよ」("A Helots' Bill of Rights, June 1, 1923," in *South African Communists Speak 1915-1980*, London: Inkululeko Publications, 1981, pp. 72-73)。
- (50) Stephen Ellis and Tsepo Sechaba, *Comrades against Apartheid: The ANC and the South African Communist Party in Exile*, London: James

Currey, Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press, 1992, pp. 17-19.

- (51) "Thesis on the Revolutionary Movement in the Colonies and Semi-Colonies, adopted at the Sixth World Congress of the Communist International held in Moscow in August and September 1928," in *South African Communists Speak…*, p. 91.
- (52) Ellis and Sechaba, *Comrades against Apartheid…*, p. 18.
- (53) 国内植民地論については、Joe Slovo, "South Africa: No Middle Road," in Basil Davidson, Joe Slovo and Anthony R. Wilkinson, *Southern Africa: The New Politics of Revolution*, Penguin Books, 1976, pp. 106-210 (J・スローヴォ「南アフリカ——中間の道はない」<B・デビッドソン著、北沢正雄他訳『南部アフリカ——解放への新たな戦略』岩波現代選書、1979年>133～141ページ)に詳しい。
- (54) "Workers' Confidence in the Communist Party: Cape Town ANC Resolves Support: Answer to Disrupters," in *South African Communists Speak…*, p. 88.
- (55) Lodge, *Black Politics in South Africa…*, p. 9.
- (56) Reader's Digest, *Illustrated History…*, p. 326.
- (57) Sheridan John III, *Volume 1…*, p. 310.
- (58) A. Lerumo, *Fifty Fighting Years: The Communist Party of South Africa 1921-1971*, London: Inkululeko Publications, 1971, p. 76.
- (59) ibid., p. 80.
- (60) ibid., p. 87.
- (61) 「(南アフリカ)国家は急速にファシズム体制化しており、資本主義群のなかでももっとも反動的で人種主義的な部分として、あからさまなテロリスト独裁に向かっている」("The Road to South African Freedom, Programme of the South African Communist Party adopted at the Fifth National Conference of the Party held inside the Country in 1962," in *South African Communists Speak…*, p. 285)。また1948年には共産党は"Bar the Road to Fascism! A Call to the People of South Africa, June 23, 1948," in ibid., pp. 198-200を出している。
- (62) ANCもまた、1988年の段階においても南ア政府を「人種主義とファシズムの権力」としてとらえている。"United Action for People's Power: Message from the National Executive Committee of the African National Congress, January 8, 1988," in Sheridan Johns and Davis Jr. eds., *Mandela, Tambo, and the African National Congress…*, p. 297.
- (63) Reader's Digest, *Illustrated History…*, p. 384.

- (64) 通称Doctors' Pact。“Joint Declaration of Cooperation,” in Karis, *Volume 2*…, pp. 272-273.
- (65) Helena Dolny, *Slovo: The Unfinished Autobiography*, South Africa: Ravan Press, 1995, p. 90.
- (66) “Constitutional Guidelines for a Democratic South Africa, July 1988,” in Sheridan Johns and Davis Jr. eds., *Mandela, Tambo, and the African National Congress*…, pp. 302-305.
- (67) *ibid.*, p. 304.
- (68) *Nelson Mandela Speaks: Forming a Democratic, Nonracial South Africa*, Cape Town and Johannesburg: David Philip, 1993, p. 38.
- (69) ANC, *The RDP*…, p. 80.
- (70) Slovo, “South Africa”…, p. 139 (訳書, 141ページ).
- (71) ANCがアフリカ人以外の加入を認めるのは1969年になってからである。Lodge, *Black Politics in South Africa*…, p. 301.
- (72) *South African Communists Speak*…, p. xix.
- (73) Mandela, *Long Walk to Freedom*…, p. 262 (訳書, 上巻, 385ページ).
- (74) Ellis and Sechaba, *Comrades against Apartheid*…, pp. 58-59.
- (75) “Strategy and Tactics,” p. 281.
- (76) *ibid.*, p. 287.
- (77) たとえば“Constitutional Guidelines”…, p. 303.
- (78) 1988年1月8日にANC執行部が発出した「人民権力の統一行動」にはour vanguard movementという表現があるが (“United Action for People's Power,” p. 302), 同年7月の“Constitutional Guidelines”…以降はみあたらない。
- (79) スロヴォは1990年のインタビューで「ポスト・アパルトヘイト国家において 真の民主主義が確立されれば、わが党の最終目標である社会主義南アフリカへの平和的で進歩的な道が開けてくるだろう」と語っている。“Debating Socialism,” *Work in Progress*, No. 64, Jan. 1990.
- (80) Ellis and Sechaba, *Comrades against Apartheid*…, pp. 194-197.
- (81) 政治学上の概念に詳しくない筆者は、導きの縁として、前掲した山口『政治体制』／堀江湛・岡沢憲英編『現代政治学』法學書院, 1982年／秋元律郎・森博・曾根中清司編『政治社会学入門——市民デモクラシーの条件』有斐閣選書, 1980年, に主に依った。
- (82) 堀江・岡沢『現代政治学』58ページ。
- (83) 山口『政治体制』44ページ。
- (84) 同上, 39ページ。
- (85) 佐々木毅『アメリカの保守とリベラル』講談社学術文庫, 1993年, 9～15ペー

ジ。

- (86) The Republic of South Africa, *Constitution of the Republic of South Africa 1993*.
- (87) SAIRR, *Race Relations Survey 1991/1992*, pp. 82–83.
- (88) 20世紀に急速に普及した比例代表制は、現在ではフランスを除くすべての大
陸ヨーロッパ自由民主主義国で採用されており、一方小選挙区制は、イギリ
ス、コモンウェルス諸国(カナダ、オーストラリア、ニュージーランド)、アメ
リカで維持されている。
- (89) 有効投票総数1953万3498票のうち、議席を確保できなかった政党への投票は
13万1885票(0.68%)であった。
- (90) このときの経緯については、レナード・トンプソン(宮本正彰・吉國恒雄・
峯陽一訳)『南アフリカの歴史』明石書店、1995年、324~335ページを参照。
- (91) 山口『政治体制』42ページ。
- (92) アメリカにおいても、議会には大統領を弾劾する権限がある。
- (93) Arend Lijphart, "Prospects for Power-Sharing in the New South
Africa," in Andrew Reynolds ed., *Election '94 South Africa*, Cape Town
and Johannesburg: David Philip, 1994, p. 221. ルイスの議論は、峯陽一『南
アフリカ——「虹の国」への歩み』岩波新書、1996年、38~40ページに紹介され
ている。
- (94) 山口『政治体制』74~75ページ。
- (95) 彼は1982年のThe Constitutional Committee of the President's Councilに
も貢献しているが、そこでの議論は人種別三院制の正当化に使われた。Lijp-
hart, "Prospects for Power-Sharing…," p. 227/Murray Forsyth, *Federal-
ism and the Future of South Africa*, The South African Institute of Interna-
tional Affairs, 1984, pp. 10-15.
- (96) SAIRR, *Race Relations Survey 1994/1995*, p. 454.
- (97) 山口『政治体制』77ページ。
- (98) The Republic of South Africa, *RDP White Paper: Discussion Document*,
September 1994.
- (99) The Republic of South Africa, *Growth, Employment and Redistribution:
A Macroeconomic Strategy*, June 14, 1996.
- (100) The Labour Caucus at Nedlac, incorporated Cosatu, Nactu and Fedsal,
Social Equity and Job Creation: The Key to a Stable Future, March 1996.
- (101) The South Africa Foundation, *Growth for All: An Economic Strategy for
South Africa*, February 1996.
- (102) 人種別三院制と実権大統領制を特色としていた1983年憲法も、南ア連邦創設
以来のウェストミンスター体制を変更するものであった。中原『アフリカ憲法

- の研究』223～224ページ。
- (103) Lijphart, "Prospects for Power-Sharing…," p. 222.
- (104) *ibid.*, p. 223.
- (105) Richard Humphries, Thabo Rapoo and Steven Friedman, "The Shape of the Country: Negotiating Regional Government," in Steven Friedman and Doreen Atkinson eds., *South African Review 7: The Small Miracle: South Africa's Negotiated Settlement*, Johannesburg: Ravan Press, 1994, p. 149.
- (106) *ibid.*, pp. 152-153.
- (107) *ibid.*, pp. 153-154.
- (108) 1997年2月には暫定憲法に代わる新憲法が発布される予定で、地方政府権限に関する詳細な検討はそれを待たなければならない。
- (109) Andrew Reynolds, "The Results," in Reynolds eds., *Election '94…*, pp. 191-192.